

平成27年第1回埼玉中部資源循環組合議会臨時会会議録目次

招集告示	1
応招・不応招議員	2
第 1 日 (5月29日)	
議事日程	3
出席議員	5
欠席議員	5
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人	5
職務のため出席した事務局職員	5
開会及び開議の宣告	6
議事日程の報告	6
仮議席の指定	6
議長の選挙	7
議長就任の挨拶	7
副議長の選挙	8
副議長就任の挨拶	9
議席の指定	9
会議録署名議員の指名	9
会期の決定	9
議員提出議案の上程	10
議員提出議案の提案理由説明	10
発議第1号の質疑、討論、採決	10
発議第2号の質疑、討論、採決	11
議会運営委員会委員の選任	11
議会運営委員会正副委員長互選結果報告	12
管理者提出議案の上程	12
管理者提出議案の提案理由説明	12
資料の訂正	22
議案第1号の質疑、討論、採決	22
議案第2号の質疑、討論、採決	24
議案第3号の質疑、討論、採決	24

議案第 4 号の質疑、採決	2 4
議案第 5 号の質疑、討論、採決	2 5
議案第 6 号の質疑、討論、採決	2 6
議案第 7 号の質疑、討論、採決	2 7
議案第 8 号の質疑、討論、採決	2 7
議案第 9 号の質疑、討論、採決	2 8
議案第 1 0 号の質疑、討論、採決	2 8
議案第 1 1 号の質疑、討論、採決	2 8
議案第 1 2 号の質疑、採決	2 9
閉会中の継続審査の件	3 0
管理者挨拶	3 0
閉会の宣告	3 0

埼玉中部資源循環組合告示第6号

平成27年第1回埼玉中部資源循環組合議会臨時会を次のとおり招集する。

平成27年5月22日

埼玉中部資源循環組合
管理者 新井保美

1 期 日 平成27年5月29日 午後2時

2 場 所 吉見町議会議場

3 附議事件

- 一 議長の選挙
- 一 副議長の選挙
- 一 議会運営委員会委員の選任
- 一 専決処分（埼玉中部資源循環組合の休日を定める条例ほか27条例の制定）について
- 一 専決処分（比企広域公平委員会を共同設置する地方公共団体への加入）について
- 一 専決処分（埼玉中部資源循環組合指定金融機関の指定）について
- 一 専決処分（埼玉中部資源循環組合監査委員の選任）について
- 一 専決処分（平成27年度埼玉中部資源循環組合一般会計暫定予算）について
- 一 平成27年度埼玉中部資源循環組合一般会計予算について
- 一 埼玉中部資源循環組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の制定について
- 一 埼玉中部資源循環組合職員の再任用に関する条例の制定について
- 一 埼玉中部資源循環組合議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の制定について
- 一 埼玉中部資源循環組合財政事情の作成及び公表に関する条例の制定について
- 一 埼玉中部資源循環組合財産の交換、譲与、無償貸付け等に関する条例の制定について
- 一 埼玉中部資源循環組合監査委員（議員選出）の選任について

○ 応 招 ・ 不 応 招 議 員

○ 応 招 議 員 (2 0 名)

1 番	斎	藤	雅	男	議 員	2 番	堀	越	博	文	議 員	
3 番	坂	本	俊	夫	議 員	4 番	佐	藤		洋	議 員	
5 番	臼	田	喜	之	議 員	6 番	仲	又	清	美	議 員	
7 番	田	幡	宇	市	議 員	8 番	菅	間	孝	夫	議 員	
9 番	畠	山	美	幸	議 員	1 0 番	青	柳	賢	治	議 員	
1 1 番	山	口	勝	士	議 員	1 2 番	戸	口		勝	議 員	
1 3 番	小	林	一	雄	議 員	1 4 番	安	孫	子	和	子	議 員
1 5 番	岩	崎		勤	議 員	1 6 番	小	宮		榮	議 員	
1 7 番	野	口	守	隆	議 員	1 8 番	小	宮		正	議 員	
1 9 番	高	野	貞	宜	議 員	2 0 番	渡	邊		均	議 員	

○ 不 応 招 議 員 (な し)

平成27年第1回埼玉中部資源循環組合議会臨時会

平成27年5月29日（金）

議 事 日 程

第 1 開 会

第 2 開 議

第 3 仮議席の指定

第 4 埼玉中部資源循環組合議長の選挙

第 5 埼玉中部資源循環組合副議長の選挙

第 6 議席の指定

第 7 会議録署名議員の指名

第 8 会期の決定

第 9 議員提出議案の上程

第10 議員提出議案の提案理由説明

発議第1号 埼玉中部資源循環組合議会会議規則の制定について

発議第2号 埼玉中部資源循環組合議会委員会条例の制定について

第11 議員提出議案に対する質疑

第12 議員提出議案に対する討論・採決

第13 議会運営委員会委員の選任

第14 管理者提出議案の上程

第15 管理者提出議案の提案理由説明

議案第 1号 専決処分（埼玉中部資源循環組合の休日を定める条例ほか27条例の制定）
について

議案第 2号 専決処分（比企広域公平委員会を共同設置する地方公共団体への加入）につ
いて

議案第 3号 専決処分（埼玉中部資源循環組合指定金融機関の指定）について

議案第 4号 専決処分（埼玉中部資源循環組合監査委員の選任）について

議案第 5号 専決処分（平成27年度埼玉中部資源循環組合一般会計暫定予算）について

議案第 6号 平成27年度埼玉中部資源循環組合一般会計予算について

議案第 7号 埼玉中部資源循環組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の制定に
ついて

議案第 8号 埼玉中部資源循環組合職員の再任用に関する条例の制定について

議案第 9号 埼玉中部資源循環組合議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の制定について

議案第10号 埼玉中部資源循環組合財政事情の作成及び公表に関する条例の制定について

議案第11号 埼玉中部資源循環組合財産の交換、譲与、無償貸付け等に関する条例の制定について

議案第12号 埼玉中部資源循環組合監査委員（議員選出）の選任について

第16 管理者提出議案に対する質疑

第17 管理者提出議案に対する討論・採決

第18 閉会中の継続審査

第19 管理者挨拶

第20 閉 議

第21 閉 会

○出席議員（20名）

1番	斎藤雅男	議員	2番	堀越博文	議員
3番	坂本俊夫	議員	4番	佐藤洋	議員
5番	臼田喜之	議員	6番	仲又清美	議員
7番	田幡宇市	議員	8番	菅間孝夫	議員
9番	島山美幸	議員	10番	青柳賢治	議員
11番	山口勝士	議員	12番	戸口勝	議員
13番	小林一雄	議員	14番	安孫子和子	議員
15番	岩崎勤	議員	16番	小宮榮	議員
17番	野口守隆	議員	18番	小宮正	議員
19番	高野貞宜	議員	20番	渡邊均	議員

○欠席議員（なし）

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人

管理者	吉見町長	新井保美君
副管理者	東松山市長	森田光一君
副管理者	桶川市長	小野克典君
副管理者	滑川町長	吉田昇君
副管理者	嵐山町長	岩澤勝君
副管理者	小川町長	松本恒夫君
副管理者	ときがわ町長	関口定男君
副管理者	東秩父村長	足立理助君
監査委員		加藤正雄君
会計管理者		小川福美君
事務局長		根岸正己君
総務課長		戸口好久君
施設課長		中野欽章君

○職務のため出席した事務局職員

書記長	内野隆
書記	梅澤敏志

○内野 隆書記長 皆さん、こんにちは。本日、書記長を務めさせていただきます吉見町議会事務局長の内野隆でございます。

本臨時会は、埼玉中部資源循環組合設立後、初めての議会でございます。議長が選出されるまでの間、地方自治法第107条の規定により、年長の議員が臨時に議長の職務を行うことになっております。

本日の出席議員の中で、田幡宇市議員が年長者でございますので、ご紹介いたします。田幡宇市議員、議長席にお着きください。

〔臨時議長、議長席に着く〕

○田幡宇市臨時議長 皆さん、こんにちは。ただいま紹介をいただきました滑川町の田幡でございます。よろしくお願い申し上げます。

地方自治法第107条の規定により、臨時議長の職務を行います。議長が決まるまでの間、よろしくお願い申し上げます。

出席議員が定足数に達しておりますので、会議が成立いたしました。

◎開会及び開議の宣告

(午後 2時00分)

○田幡宇市臨時議長 ただいまから平成27年第1回埼玉中部資源循環組合議会臨時会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

○田幡宇市臨時議長 本日の議事進行につきましては、埼玉中部資源循環組合議会会議規則はまだ制定されておりませんが、発議第1号で提出される埼玉中部資源循環組合議会会期規則(案)に準じて進行いたしたいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○田幡宇市臨時議長 異議なしと認めます。

よって、議事の進行につきましては、埼玉中部資源循環組合議会会議規則(案)により進めてまいります。

◎議事日程の報告

○田幡宇市臨時議長 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付いたしましたとおりでございます。

◎仮議席の指定

○田幡宇市臨時議長 これより仮議席を指定いたします。

仮議席は、ただいまご着席の議席を指定します。

◎議長の選挙

○田幡宇市臨時議長 これより議長の選挙を行います。

お諮りします。選挙の方法は、投票または指名推選のいずれの方法にいたしましょうか。いかがいたしましょうか。

〔「指名推選」と言う人あり〕

○田幡宇市臨時議長 それでは、指名推選との声がありましたので、選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にて行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○田幡宇市臨時議長 異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選に決定しました。

お諮りします。指名の方法につきましては、臨時議長にて指名したいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○田幡宇市臨時議長 異議なしと認めます。

よって、臨時議長において指名することに決しました。

議長に小宮榮議員を指名いたします。

お諮りします。ただいま指名いたしました小宮榮議員を議長の当選人と定めることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○田幡宇市臨時議長 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました小宮榮議員が議長に当選されました。

議長に当選されました小宮榮議員が議場におられますので、本席から会議規則第32条第2項の規定により告知いたします。

◎議長就任の挨拶

○田幡宇市臨時議長 それでは、議長に当選されました小宮榮議員に就任のご挨拶をお願いいたします。

小宮議員。

〔16番 小宮 榮議員登壇〕

○小宮 榮議長 議長のお許しをいただきましたので、一言ご挨拶を申し上げます。

このたびは議員各位の推薦をいただき、埼玉中部資源循環組合議長の就任をさせていただきました。ありがとうございました。新しい処理施設の建設予定地等の地元ということで、当分の間は吉

見町の議員が議長を務めさせていただきます。しかし、事業が軌道に乗った段階で、改めてほかの役職を含めて協議していきたいと考えております。

新しいごみ処理施設の整備は重要な事業でございます。議員各位のご支援とご協力を心からお願いを申し上げて、挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いたします。(拍手)

○田幡宇市臨時議長 以上をもちまして、議長の選挙を終了いたします。

地方自治法第107条の規定によりまして、臨時に議長の職を務めさせていただきました。議員各位のご協力に衷心より感謝を申し上げます。

以上にて議長を交代させていただきます。ありがとうございました。

それでは、議長席に小宮議長、着席願います。

暫時休憩をいたします。

休憩 午後 2時07分

再開 午後 2時08分

〔臨時議長、議長と交代〕

○小宮 榮議長 再開いたします。

◎副議長の選挙

○小宮 榮議長 これより副議長の選挙を行います。

お諮りいたします。選挙の方法は、投票または指名推選のいずれの方法といたしましょうか。

〔「指名推選」と言う人あり〕

○小宮 榮議長 指名推選との声がありますので、選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にて行いたいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○小宮 榮議長 ご異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選と決定いたしました。

お諮りいたします。指名の方法につきましては、議長において指名することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○小宮 榮議長 ご異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決定いたしました。

副議長に坂本俊夫議員を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま指名いたしました坂本俊夫議員を副議長の当選人と定めることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○小宮 榮議長 ご異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました坂本俊夫議員が副議長に当選されました。

副議長に当選されました坂本議員が議場におられますので、本席から会議規則第32条第2項の規定により告知いたします。

◎副議長就任の挨拶

○小宮 榮議長 それでは、副議長に当選されました坂本議員に就任のご挨拶をお願いいたします。
坂本議員。

〔3番 坂本俊夫議員登壇〕

○坂本俊夫副議長 皆さん、改めましてこんにちは。ただいまは副議長にご推薦、ご指名をいただき、ご同意をいただきましてありがとうございます。もとより浅学非才ではございますけれども、埼玉中部資源循環組合の議員として、そして小宮議長を補佐し、職責を努めてまいります。全力で議会運営に努めてまいりますので、どうぞよろしくをお願いいたします。(拍手)

○小宮 榮議長 ありがとうございます。

以上をもちまして、副議長の選挙を終了いたします。

◎議席の指定

○小宮 榮議長 これより議席の指定を行います。

会議規則第4条第1項の規定により、議長において指名いたします。議席は、仮議席を本議席に指定いたします。

◎会議録署名議員の指名

○小宮 榮議長 ここで会議録署名議員を指名いたします。

会議規則第87条の規定により、議長において指名いたします。

1番、斎藤雅男議員、2番、堀越博文議員を指名いたします。

◎会期の決定

○小宮 榮議長 次に、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今回の臨時会の会期は、本日1日限りといたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○小宮 榮議長 ご異議なしと認めます。

よって、今回臨時会の会期は本日1日限りと決定いたしました。

◎議員提出議案の上程

○小宮 榮議長 これより議員提出議案2件を一括して上程し、議題といたします。

◎議員提出議案の提案理由説明

○小宮 榮議長 議員提出議案の提案理由の説明を求めます。

2番、堀越博文議員。

[2番 堀越博文議員登壇]

○2番 堀越博文議員 2番、堀越博文でございます。発議第1号及び第2号について、提案理由の説明をいたします。

初めに、発議第1号 埼玉中部資源循環組合議会会議規則でございます。提出者は、私、堀越博文、賛成者は、臼田喜之、田幡宇市、青柳賢治、小林一雄、安孫子和子、野口守隆、高野貞宜の各議員でございます。

地方自治法第120条の規定に基づき、会議の運営に関する手続及び議会内部の規律等を定める埼玉中部資源循環組合議会会議規則を制定するため、この案を提出するものであります。

次に、発議第2号 埼玉中部資源循環組合議会委員会条例でございます。提出者は、私、堀越博文、賛成者は、臼田喜之、田幡宇市、青柳賢治、小林一雄、安孫子和子、野口守隆、高野貞宜の各議員でございます。

地方自治法第109条第1項の規定に基づき、埼玉中部資源循環組合議会における委員会の組織及び運営に関する事項を定める埼玉中部資源循環組合議会委員会条例を制定するため、この案を提出するものでございます。

主な内容といたしましては、条例案の第2条で議会運営委員会の委員の定数は8人とし、選出区分は8市町村それぞれ1人とするものであります。また、議会運営委員会委員の任期は、第3条で議員の任期としております。

なお、2議案につきましては、去る5月18日に開催されました全員協議会で内容の説明と協議を行い、了承を得ていることを申し添えます。

以上で提案理由の説明とさせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

◎発議第1号の質疑、討論、採決

○小宮 榮議長 お諮りいたします。

ただいま上程されました発議第1号を議題とし、直ちに質疑に入ります。

[「なし」と言う人あり]

○小宮 榮議長 これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○小宮 榮議長 これをもって討論を終結いたします。

これより発議第1号を採決いたします。

お諮りいたします。本件を原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○小宮 榮議長 ご異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

◎発議第2号の質疑、討論、採決

○小宮 榮議長 次に、発議第2号を議題とし、直ちに質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○小宮 榮議長 質疑なしと認めます。

これより発議第2号の討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○小宮 榮議長 これをもって討論を終結いたします。

これより発議第2号を採決いたします。

お諮りいたします。本件を原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○小宮 榮議長 ご異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

ただいま可決されました議案の告示行為のため、暫時休憩いたします。再開は午後2時22分にいたします。

休憩 午後 2時17分

再開 午後 2時20分

○小宮 榮議長 再開いたします。

◎議会運営委員会委員の選任

○小宮 榮議長 次に、議会運営委員会委員の選任を行います。

議会運営委員会委員の選任については、委員会条例第5条第1項の規定により、議長により指名いたします。

議会運営委員会委員に、2番、堀越博文議員、5番、臼田喜之議員、7番、田幡宇市議員、10番、青柳賢治議員、13番、小林一雄議員、14番、安孫子和子議員、17番、野口守隆議員、19番、高野貞宜議員、以上8名を指名いたします。議会運営委員会につきましては、ただいま指名しました8名を選任することに決定いたします。

ただいま選任いたしました議会運営委員会委員の方々は、委員会を開き、正副委員長の互選を行い、その結果を報告願います。議会運営委員会の会場は、第1委員会室です。

それでは、暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時21分

再開 午後 2時28分

○小宮 榮議長 再開いたします。

◎議会運営委員会正副委員長互選結果報告

○小宮 榮議長 議会運営委員会における正副委員長の互選の結果、委員長に5番、臼田喜之議員、副委員長に7番、田幡宇市議員。

以上です。

○小宮 榮議長 臨時会に説明員並びに説明委任者として出席する者の職、氏名を一覧表としてお手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

◎管理者提出議案の上程

○小宮 榮議長 次に、管理者から議案の提出がありましたので、報告いたします。

議案等については、お手元に配付してありますので、ご了承願います。

お諮りいたします。臨時会に管理者から提出されました議案第1号から議案第12号まで一括議題として上程したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○小宮 榮議長 ご異議なしと認めます。

よって、一括議題といたします。

◎管理者提出議案の提案理由説明

○小宮 榮議長 提出より、挨拶を兼ねて提案理由の説明を求めます。

新井保美管理者。

○新井保美管理者 それでは、議長さんのお許しをいただきましたので、ご挨拶を申し上げ、提案理

由の説明をさせていただきます。

本日、平成27年第1回埼玉中部資源循環組合臨時会を招集申し上げましたところ、議員各位のご参集を賜り、会議を開催できますことを、心から厚く御礼を申し上げます。

本日は、埼玉中部資源循環組合として初めての議会でございますので、組合設立までの経過につきましてご報告を申し上げます。一昨年、平成25年3月26日、東松山市、桶川市、滑川町、嵐山町、小川町、吉見町、ときがわ町並びに東秩父村の8市町村により設立いたしました埼玉中部広域清掃協議会では、一部事務組合の設立に向けた協議と調整を重ねてまいりました。平成26年12月、全ての構成市町村議会定例会におきまして、埼玉中部資源循環組合の設立についての議案を可決していただきました。これを受けまして、12月25日の地方自治法に定める構成市町村長による法定協議を経て、本年1月9日、埼玉県に組合設立の許可を申請いたしました。そして、2月12日に埼玉県から組合設立の許可をいただくことができました。その後、3月26日の第4回埼玉中部広域清掃協議会におきまして、協議会の解散等を決定し、同日に開催いたしました組合設立準備会におきまして、専決処分及び暫定予算等の準備行為を協議いたしました。4月1日、吉見町福祉会館の1階に埼玉県及び構成市町村から派遣していただきました7名の職員で構成いたします組合事務局を開設し、事務を開始いたしました。

こうして予定どおり2年間で準備を整えて組合を設立し、業務を開始できましたことは、構成市町村議会議員の皆様のご深いご理解とご協力のたまもでございます。改めて感謝を申し上げる次第でございます。

構成8市町村の住民27万人の衛生環境を守るための新しいごみ処理施設整備事業は、緒についたところでございます。引き続き効率的かつ適切な業務の運営に努めてまいり所存でございますので、議員各位のご理解、ご協力を重ねてお願いを申し上げます。

次に、提案理由の説明をさせていただきます。今回提案いたしました議案は、専決処分5件、平成27年度予算1件、条例の制定5件、人事案件1件の合計12件でございます。

議案第1号の専決処分は、組合の設立に必要な28件の条例を専決処分いたしましたので、議会の承認を求めるものでございます。組合の休日を定める条例や、組合議会の定例会の回数を定める条例等でございます。

議案第2号の専決処分は、比企広域公平委員会を共同設置する地方公共団体へ加入するため、専決処分したものでございます。

議案第3号の専決処分は、指定金融機関の指定で、埼玉りそな銀行を指定いたしました。

議案第4号の専決処分は、監査委員の選任でございます。監査委員に、吉見町の加藤正雄氏を選任いたしました。

議案第5号の専決処分は、平成27年度一般会計暫定予算でございます。当初予算が承認されるまでの期間、必要な予算を専決したものです。

議案第6号は、平成27年度一般会計予算についてでございます。事業費の各種委託業務が主なものでございます。

議案第7号は、人事行政の運営等の状況の公表に関する条例でございます。任命権者が管理者に報告しなければならない事項を定めるものでございます。

議案第8号は、職員の再任用に関する条例でございます。再任用の要件及び任期について定めるものでございます。

議案第9号は、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例でございます。議会の議決に付すべき金額を定めたいとするものです。

議案第10号は、財政事情の作成及び公表に関する条例でございます。公表の時期及び内容、方法について定めたいとするものです。

議案第11号は、財産の交換、譲与、無償貸付け等に関する条例で、それぞれの手続に必要な事項を定めたいとするものでございます。

議案第12号は、人事案件です。議会選出の監査委員さんに、東松山市選出の齋藤雅男議員を選任したいとするものです。

以上、提案いたしました議案につきましては、慎重ご審議の上、いずれも原案のとおりご議決を賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明とさせていただきます。

○小宮 榮議長 説明が終わりました。

これより議案に対する細部の説明を求めます。

根岸正己事務局長。

○根岸正己事務局長 埼玉中部資源循環組合事務局長の根岸でございます。どうぞよろしくお願いたします。

それでは、お手元の資料をごらんいただきまして、議案第1号から12号につきましてご説明申し上げます。

恐れ入ります。早速ですが、議案書の1ページをお願いいたします。議案第1号 専決処分についてご説明いたします。地方自治法の規定により、別紙のとおり専決処分したので、議会の承認を求めたいとするものでございます。組合設立に際し必要となります合計28件の条例を専決処分いたしました。3ページが、その一覧でございます。後ほど参考にしていただきたいと思います。存じます。

なお、説明に当たりましては、専決処分書の部分は省略させていただき、条例の目的、それから趣旨等を中心に説明をさせていただきます。

それでは、7ページをお願いします。専決第1号になります。組合の休日を定める条例でございます。組合の休日を、第1条にございますように、日曜日及び土曜日、法律に規定する休日、そして12月29日から翌年の1月3日までとするものでございます。

恐れ入ります。次は、11ページをお開きください。専決第2号になります。公告式条例でござい

ます。第1条にございますように、地方自治法の規定に基づく公告式、これを定めたものでございます。

第2条で、新しい事務所ができるまでの当分の間でございますが、吉見町役場前掲示場に掲示したいとするものでございます。

次は、15ページになります。専決の第3号ですが、組合議会定例会の回数を定める条例でございます。議会の定例会の回数は、毎年2回とするものでございます。

恐れ入ります。次は、19ページをお開きください。専決の第4号になります。監査委員に関する条例でございます。監査委員に関し必要な事項を定めるものでございまして、第3条をごらんいただきます。定期の監査は毎年10月に、そしてそのページの一番下になりますが、第6条、例月の出納検査は毎月25日といたします。

次のページをごらんいただきます。20ページです。第8条で、公表につきましては、先ほどの公告式条例に規定いたしました吉見町役場前に掲示をいたします。

次は、23ページをお開きください。23ページ、専決の第5号、事務局設置条例でございます。やはりこれも地方自治法の規定に基づきまして、埼玉中部資源循環組合事務局を置き、必要な事項は規則で定めるとするものでございます。

次は、27ページをお願いします。専決の第6号になりますが、情報公開条例でございます。第1条で、その目的は、住民の知る権利の尊重と公文書の公開を請求する権利を明らかにするとともに、情報公開に必要な事項を定め、公正で開かれた組合行政の推進に寄与すること、これを目的といたします。

次の28ページ、第5条をごらんください。中段になりますが、公文書の公開を請求できるものにつきましては、何人も公開を請求することができることといたします。

次は、37ページをお願いします。37ページが専決の第7条になります。個人情報保護条例でございます。目的は、第1条ですが、個人情報の適正な取り扱いに関し必要な事項を定める。個人情報の開示、訂正等を請求する権利を保障し、個人の権利利益を保護すること、これを目的といたします。以下、条例では情報の取り扱い、管理、開示等の請求、これを定めました。

次は、少し飛びますが、53ページをお願いいたします。53ページをごらんいただきます。専決の第8号です。情報公開・個人情報保護審査会条例でございます。情報公開条例及び個人情報保護条例の規定による諮問に応じて審議するため、審査会を設置するもので、委員は4人以内、任期は2年といたします。

次は、59ページになります。59ページが専決の第9号です。情報公開・個人情報保護審議会条例でございます。第1条にありますように、個人情報保護制度の適正かつ円滑な運営を図るため、審議会を設置するものでございます。委員は4人以内、任期は2年といたします。

次は、63ページをお開きください。63ページが専決の第10号になりますが、行政手続条例でござ

います。目的は、第1条をごらんいただきますと、行政手続法の趣旨にのっとり、処分、行政指導及び届け出に関する手続を定めることによって、行政運営における公正の確保と透明性、その向上を図り、もって住民の権利利益の保護に資する、これを目的とするものでございます。以下、申請に対する処分、不利益処分、行政指導、届け出などを定めてございます。

恐れ入ります。次は79ページをお願いいたします。79ページが専決の第11号です。職員定数条例でございます。第2条をごらんいただきますと、職員の定数は、1号、管理者の事務部局10人、2号、議会の事務部局3人、そして監査委員の事務部局3人といたします。なお、管理者の事務部局の職員は、議会及び監査委員の事務局を兼ねることができるといたします。

次は、83ページになります。83ページが専決の第12号でございます。職員の分限に関する手続及び効果に関する条例でございます。この条例も地方公務員法の規定に基づきまして、職員の意に反する降任、免職及び休職の手続及び効果に関し必要な事項を定めるものでございます。手続、休職の効果、これらを定めてございます。

次は、87ページをごらんいただきます。87ページが専決の第13号、職員の懲戒の手続及び効果に関する条例でございます。職員の懲戒の手続及び効果について必要な事項を定めてございます。以下、手続、効果、停職の効果、これを定めてございます。

次は、91ページをお願いいたします。91ページ、専決の第14号になりますが、職員の服務の宣誓に関する条例でございます。これもやはり地方公務員法の規定に基づきまして、職員の服務の宣誓に関し必要な事項を定めるものでございます。その様式は、次の92ページのとおりといたしました。

恐れ入ります。次は、95ページをお開きください。95ページは専決の第15号になりますが、職員の職務に専念する義務の特例に関する条例でございます。この条例は、やはり地方公務員法の規定に基づきまして必要な事項を定めるものでございまして、2条の第1号にございますように、研修を受ける場合などは職務専念の義務を免除いたします。

次は、99ページになります。99ページ、専決第16号、職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例でございます。この条例も同様に地方公務員法の規定に基づきまして、職員の勤務時間、そして休日及び休暇に関し必要な事項を定めるものでございまして、1週間の勤務時間は第2条をごらんいただきます。38時間45分といたしまして、休憩、休息時間、休暇などについて定めたものでございます。

次は、117ページになります。117ページ、専決の17号になりますが、議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例でございます。目的は、第1条になりますが、地方公務員災害補償法の規定に基づきまして、公務上の災害または通勤による災害に対する補償、これらに関する制度等を定めたものでございます。以下、補償の種類、金額などを定めてございます。

次は、少し飛んで申しわけございません。139ページをお開き願います。139ページ、専決の第18号になりますが、公務災害等見舞金条例でございます。職員の公務上の災害または通勤による災害に

対する見舞金を支給すること、これらを定めたものでございます。

第3条をごらんいただきます。見舞金の種類でございますが、死亡見舞金と障害見舞金といたします。以下、その金額、遺族の範囲、認定等を定めてございます。

次は、145ページになります。145ページは専決の第19号、組合議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例でございます。この条例も地方自治法の規定に基づきまして議員報酬等を定めたものでございまして、第2条をごらんいただきます。報酬は、議長、月額1万7,500円、副議長、月額1万6,250円、議会運営委員会委員長、月額1万5,750円、そして議員、月額1万5,000円といたしました。なお、旅費等の額は147ページのとおりでございます。後ほどごらんいただきたいと存じます。

次は、151ページをお開きください。151ページですが、専決の第20号になります。特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例でございます。この条例の特別職の職員で非常勤のものに対する報酬等について定めたものでございます。報酬は152ページに、そして費用弁償は153ページのとおりでございます。後ほどごらんいただければと存じます。

恐れ入ります。次は、157ページをお願いします。専決の第21号、157ページです。証人等の実費弁償に関する条例でございます。第1条の各号に定める方に対して、次の158ページに掲げる実費弁償額、これを支給いたします。

恐れ入ります。次は、161ページをお願いいたします。専決の第22号になりますが、管理者及び副管理者の給料及び旅費に関する条例でございます。この条例は、管理者及び副管理者の給料及び旅費に関し必要な事項を定めるもので、第2条をごらんいただきます。給料の額は、管理者が月額2万4,000円、副管理者が月額1万7,500円といたします。旅費につきましては、162ページのとおりでございます。後ほどごらんいただきたいと存じます。

次は、165ページになります。165ページ、専決の第23号、一般職員の給与に関する条例でございます。地方公務員法に基づきまして、職員の給与に関する事項、これを定めたものでございまして、給料表につきましては、比企広域市町村圏組合を参考に、それに準じたものといたしてございます。

少し飛びますが、恐れ入ります。次は、183ページをお願いします。183ページの中段になります。地域手当に関する経過措置といたしまして、附則の第4号で、派遣職員で派遣元自治体において地域手当の支給がある場合は、それぞれの派遣元自治体の地域手当の支給割合を支給するといたします。具体的な給料表につきましては、186ページから194ページのとおりでございます。後ほどお目通し願いたいと思います。

次は、197ページをお開きください。197ページ、専決の第24号になりますが、一般職職員等の旅費に関する条例でございます。職員等に支給する旅費について必要事項を定めたものでございます。日当、宿泊料等は203ページのとおりでございます。

恐れ入ります。次は、207ページをお願いします。207ページ、専決の第25号、ごみ処理施設等建設検討委員会条例でございます。第1条をごらんいただきます。組合が新たに建設する施設の整備

に関し調査研究及び検討を行うため、ごみ処理施設等検討委員会を設置するというものでございます。委員15人以内で組織いたしまして、その委員は識見を有する者、それから住民代表等から管理者が委嘱いたします。

次は、211ページをごらんいただきます。211ページ、専決の第26号になります。長期継続契約を締結することができる契約を定める条例でございます。長期継続契約を締結することができる契約、これは第2条に掲げた契約といたします。

恐れ入ります。215ページをお願いします。専決の第27号、職員の定年等に関する条例でございます。地方公務員法の規定に基づきまして、職員の定年等に関し必要な事項を定めるものでございます。第3条で、職員の定年は年齢60年とし、第4条で退職の特例、これを定めてございます。

次は、専決処分いたしました条例の最後になります。219ページをごらんいただきます。219ページ、専決第28号、職員の育児休業等に関する条例でございます。第1条の趣旨でございますように、地方公務員の育児休業等に関する法律の規定に基づきまして、必要な事項を定めたものでございます。第2条以降で、その詳細を定めてございます。

議案第1号の説明は以上でございます。

続きまして、恐れ入りますが、229ページをお開きください。229ページ、議案第2号 専決処分についてご説明申し上げます。提案理由をごらんいただきます。組合の設立に際し、比企広域公平委員会を共同設置する地方公共団体へ加入したため、議会の承認を求めるものでございます。231ページをごらんいただきます。専決の第30号になります。比企広域公平委員会を共同設置する地方公共団体へ加入することについて、地方自治法の規定により次のとおり専決処分したものでございます。比企広域公平委員会共同設置規約につきましては、別紙233ページから235ページのとおりでございます。

続きまして、次の237ページをお願いいたします。議案第3号についてご説明申し上げます。組合の設立に際し、指定金融機関を指定したため、議会の承認を求めるものでございます。次の、その次になります。241ページをお開きください。241ページ、指定金融機関の指定についてでございます。自治法施行令の規定により、株式会社埼玉りそな銀行を指定金融機関に指定したものでございます。

次は、243ページになります。議案の第4号についてご説明申し上げます。組合の設立に際し、監査委員を選任したため、議会の承認を求めるものでございます。恐れ入ります。247ページをごらんください。自治法施行令の規定によりまして、組合監査委員に吉見町東野にお住まいの加藤正雄氏を選任したものでございます。加藤氏の履歴につきましては、249ページに記載いたしました。お目通し願えればと存じます。

次は、251ページをお願いいたします。251ページです。議案第5号についてご説明申し上げます。組合の設立に際しまして、必要な予算を暫定予算として専決したため、議会の承認を求めるもので

ございます。

恐れ入ります。別冊になります暫定予算書及びその説明書をお開き願います。平成27年度埼玉中部資源循環組合暫定予算書及び暫定予算説明書と表題にあるものでございます。その資料の2ページをごらんいただきます。平成27年度埼玉中部資源循環組合一般会計暫定予算は、次に定めるところによります。

第1条、暫定予算の総額は、1,181万4,000円といたします。

暫定予算の内容につきまして、事項別明細書に沿ってご説明申し上げます。恐れ入ります。8ページをごらんいただきます。8ページが歳入でございます。1款分担金及び負担金、1項負担金、1目負担金1,181万2,000円でございますが、これは説明欄にございますように構成市町村負担金でございます。内訳の詳細につきましては、23ページのとおりでございます。後ほどお目通し願いたいと思います。

10ページをごらんいただきます。歳出でございます。1款議会費、1項議会費、1目議会費72万7,000円でございますが、議員の報酬等でございます。

次の11ページをごらんいただきます。2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費633万8,000円でございますが、特別職8名分及び一般職員3名分の給料、職員手当等、共済費、それから次の12ページをお願いします。主なものを申し上げますと、14節の使用料及び賃借料、そして備品購入費、これらでございます。

次の13ページをお願いいたします。2款総務費、1項総務管理費、1目監査委員費4万9,000円でございますが、これは監査委員さんの報酬及び旅費でございます。

次の14ページをお願いします。3款事業費、1項事業費、1目施設整備費447万3,000円でございますが、これは職員4名分の給料、そして職員手当、それから共済費などがございます。

次は、15ページをごらんいただきます。下の段になりますが、予備費でございますが、22万7,000円でございます。

議案第5号の暫定予算の説明につきましては、以上でございます。

続きまして、議案第6号 平成27年度一般会計予算についてご説明申し上げます。恐れ入ります。別とじの予算書をお願いいたします。表紙に平成27年度埼玉中部資源循環組合予算書及び予算説明書と書いてあるものでございます。2ページをお願いします。平成27年度の一般会計予算は、次に定めるところによりたいとするものでございます。

第1条、予算の総額は、1億7,600万円といたします。

第2条、債務負担行為につきましては、「第2表、債務負担行為」のとおりといたします。

第3条、一時借入金の最高額は2,000万円といたします。

それでは、事項別明細書の9ページをお開きください。まず、歳入でございますが、1款分担金及び負担金、1項負担金、1目負担金1億4,734万3,000円でございますが、これは構成市町村負担

金でございます。その内訳は25ページのとおりでございますので、後ほどお目通しをいただければと存じます。

下の段になります。2款国庫負担金、1項国庫補助金、1目衛生費国庫補助金2,666万2,000円でございますが、これは循環型社会形成推進交付金で、その補助率、これは3分の1でございます。

次は、3款県支出金、1項県補助金、1目衛生費県補助金199万3,000円でございますが、これは循環型社会づくり推進事業費補助金で、バイオガス化施設整備事業実施可能性調査、これに対し補助率2分の1で交付されるものでございます。

次に、11ページをお開きください。主な歳出についてご説明申し上げます。1款議会費、1項議会費、1目議会費558万円でございますが、これは議員報酬、旅費、委託料、使用料及び賃借料などでございます。

次の12ページをお願いいたします。1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費4,435万8,000円でございますが、これは特別職8人、一般職員3人分の給料、職員手当等、共済費、そして次の13ページをごらんいただきます。需用費、委託料、使用料及び賃借料などでございます。

次の14ページをお願いいたします。下の段になりますが、2款総務費、2項監査委員費、1目監査委員費33万4,000円でございますが、これは監査委員さんお二人分の報酬と旅費でございます。

次は、15ページをお願いいたします。3款事業費、1項事業費、1目施設整備費1億2,200万3,000円、これは一般職員4人分の給料、職員手当等、共済費、そして13節になりますが、委託料などがございます。なお、委託料は、右側の説明欄に示された業務、これを予定しております。

次の16ページをお願いいたします。下の段になります。予備費につきましては372万5,000円でございます。恐れ入ります。同じ資料の5ページに戻っていただきます。予算書の5ページ、第2表、債務負担行為でございますが、事項、環境影響評価業務委託料、これにつきましては平成27年度から平成29年度の間で8,188万4,000円、これを限度額といたします。

予算の説明は以上でございます。

恐れ入ります。厚い議案の255ページに戻っていただきます。255ページをごらんいただきます。議案第7号、人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の制定についてご説明申し上げます。地方公務員法の規定によりまして制定いたしたいとするものでございます。257ページをお願いいたします。第1条のとおり、人事行政の運営等の状況の公表に関し必要な事項を定めるものでございまして、報告の時期は毎年9月末までといたします。報告事項は、第3条の第1項1号から8号のとおりといたします。

第4条ですが、公平委員会の報告につきましては、第4条で時期を、そして第5条でその報告事項、これを決めました。なお、公表の時期及び方法は、第6条、7条のとおりでございます。

続きまして、259ページをお願いいたします。259ページは、議案第8号、組合職員の再任用に関する条例の制定についてでございます。261ページをお願いいたします。261ページです。第1条で、

この条例は、地方公務員法の規定に基づき、職員の再任用に関し必要な事項を定めるものでございます。

第2条では、定年退職者に準ずるものを、そして第3条では任期の更新、第4条で任期の末日を定めてございます。

次は、263ページをお願いいたします。263ページ、議案第9号、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の制定についてご説明申し上げます。265ページをお開きください。第2条で、地方自治法の規定により議会の議決に付さなければならない契約は、予定価格1億5,000万円以上の工事または製造の請負といたします。

第3条では、議会の議決に付さなければならない財産の取得または処分などについて定めております。

恐れ入ります。267ページをお願いします。議案第10号になります。財政事情の作成及び公表に関する条例の制定についてご説明申し上げます。内容は269ページです。269ページ、第1条にございますように、地方自治法の規定により財政に関する所要事項を説明する文書の作成及び公表に関して定めるものでございます。

第2条で、その公表は毎年6月1日及び12月1日に行うことといたします。

第3条には公表の内容、第4条に公表の方法を定めてございます。

次は、271ページです。271ページをごらんいただきます。議案第11号、組合財産の交換、譲与、無償貸付け等に関する条例の制定についてご説明申し上げます。内容は273ページをごらんいただきます。第1条ですが、地方自治法の規定により財産の交換、譲与、無償貸し付け等に関して定めるものでございまして、第2条で普通財産の交換を、そして第3条では普通財産の譲与または減額譲渡、そして274ページになりますが、普通財産の無償貸し付けまたは減額貸し付けにつきましては第4条に、第5条以下物品の交換等について定めたものでございます。

次は、275ページをお願いいたします。議案の第12号になります。監査委員（議員選出）の選任についてご説明申し上げます。組合監査委員（議員選出）に次の者を選任いたしたく、議会の同意を求めるものでございます。東松山市材木町にお住まいの斎藤雅男氏を選任いたしたいとするものでございます。なお、斎藤氏の主な経歴につきましては、277ページのとおりでございます。後ほどお目通し願いたいと思います。

説明は以上で終わります。どうぞよろしくをお願いいたします。

○小宮 榮議長 以上で、各議案に対する細部説明は終了いたしました。

暫時休憩いたします。10分間休憩いたします。

休憩 午後 3時12分

再開 午後 3時24分

○小宮 榮議長 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

◎資料の訂正

○小宮 榮議長 ここで事務局より訂正がありますので、許可いたします。

根岸正己事務局長。

○根岸正己事務局長 大変申しわけありませんでした。先ほどの私の説明の資料の中で、277ページになります。資料の最後のページ、277ページ、資料でございます。

監査委員さん、斎藤雅男さんの主な経歴ということで資料をつけさせていただきました。そのの上から3行目、生年月日でございます。資料のほう昭和38年と記載いたしました。正確には議案書のとおり、昭和39年5月7日が正しいということでございます。私どもの、きちんとチェックすればよかったですのですが、大変失礼申し上げました。恐れ入ります。39年にご訂正願います。申しわけありませんでした。

○小宮 榮議長 それでは、訂正をお願いいたします。

◎議案第1号の質疑、討論、採決

○小宮 榮議長 これより日程に従い議案の審議に入ります。

初めに、議案第1号を議題といたします。

直ちに質疑に入ります。質疑のある方は。

山口議員。

○11番 山口勝士議員 11番、山口です。一括の上程に当たりまして、数がないので済みません、3点だけなのですけれども、確認したいと思います。

まず、27ページの情報公開条例について、このような条例が定められることによって、住民の皆さんの意見とか、それらを丁寧に確認していくというその趣旨、大変よくわかりますが、実際にこの公開請求書等を書くのに当たっては、やはり書面一枚書くのでも非常に不安であったり、または間違えたらどこをどうすればいいのかとの不安等が出てくると思います。まず、この情報公開条例に当たって具体的な提出や、それから書き方等については、事務局に行って丁寧な説明をしていただく、丁寧な説明をしていくという、そういうことをまず1点確認できるかどうか、それが1点目です。

それから、2点目は165ページの職員の給与の部分ですが、毎年人事院勧告それから人事委員会からの給与の勧告等が、このところ物価の変動等も今後何とかよくなってほしいわけですけれども、そうした情勢のわけで、いろいろ提案が夏を中心に出るのだと思うのです。この人事院勧告、それから人事委員会の内容の取り扱いについて、2点目確認させてください。

3点目、207ページの検討委員会ですが、この検討委員会は管理者のほうで委員を決定するという

ふうになっています。この委員の決定に当たっては、各町村に対しての配慮等、何か委員の決定に対しての、現状お考えがありましたらお聞きしたいと思います。

以上3点お願いします。

○小宮 榮議長 ただいまの質疑に対し、答弁を求めます。

根岸正己事務局長。

○根岸正己事務局長 議員さんの3点のご質問についてお答えをさせていただきたいと思います。

まず、1点目ですが、情報公開につきましてご質問をいただきました。議員さんご指摘のように、情報公開はやはり基本的にその情報をどこが作成し、どこが利用し、どこが保管しているか、そこがやはり主体となって、きちんと情報公開に努めていくべきであろうという趣旨に沿った条例ということにさせていただいてございます。そういったことから、その情報公開の実施者は事務局が担当させていただきます。今お話いただきましたように、こちらにお問い合わせいただければ丁寧な説明をさせていただきたいと思っています。なお、構成市町村は8市町村ということで広い部分でございますので、それぞれの市町村にご相談いただければ、そちらを通じて、また私どものほうも対応を可能な限りしていきたいというふうに考えております。以上が1点目でございます。

それから、2点目、165ページの主に人勧の取り扱いをどう考えているかというご質問だったと存じます。やはりご指摘のように、経済情勢目まぐるしく変わってございます。しかし、やはりその人勧の趣旨、これを踏まえた上で、また議会のほう、それから構成市町村とも相談をさせていただきながら、やはり人勧の趣旨を尊重しながら検討していきたいというふうに考えております。

それから、3点目になります。建設検討委員会の委員さんの決定についてのご質問でございました。手続といたしましては、管理者が決定いたしますが、当然その選出に当たりましては、担当しております構成市町村の担当者の皆様、これらに相談に乗っていただきながら、やはり本来の趣旨であります、よりよい施設をつくるために高度な知識を持った方、どういった方をお願いしたらいいか、その辺を十分検討した上で人選をご相談させていただきながら、やはり最終的には管理者のほうが決定的にしていきたいと、そんなふうに今の時点では考えております。

以上3点でございました。よろしく申し上げます。

○小宮 榮議長 ほかにございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○小宮 榮議長 これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○小宮 榮議長 これをもって討論を終結いたします。

これより議案第1号を採決いたします。

お諮りします。本件を原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○小宮 榮議長 ご異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり承認されました。

◎議案第2号の質疑、討論、採決

○小宮 榮議長 次に、議案第2号について、直ちに質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○小宮 榮議長 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○小宮 榮議長 討論を終結いたします。

これより議案第2号を採決いたします。

お諮りします。本件を原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○小宮 榮議長 ご異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり承認されました。

◎議案第3号の質疑、討論、採決

○小宮 榮議長 次に、議案第3号について、直ちに質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○小宮 榮議長 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○小宮 榮議長 これをもって討論を終結いたします。

これより議案第3号を採決いたします。

お諮りいたします。本件を原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○小宮 榮議長 ご異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり承認されました。

◎議案第4号の質疑、採決

○小宮 榮議長 次に、議案第4号を議題といたします。

直ちに質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○小宮 榮議長 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

議案第4号は人事案件でありますので、討論を省略いたします。

これより議案第4号を採決いたします。

お諮りいたします。本件を原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○小宮 榮議長 ご異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり承認されました。

ここで加藤正雄委員に入場をお願いいたします。

〔加藤正雄監査委員入場〕

○小宮 榮議長 監査委員に決定いたしました加藤正雄委員から挨拶の申し出がありましたので、これを許可いたします。

〔加藤正雄監査委員登壇〕

○加藤正雄監査委員 皆様、改めましてこんにちは。加藤正雄でございます。このたびは監査委員の選任に当たりましてご承認いただきまして、大変ありがとうございます。

議員選出の監査委員とともに、正確かつ適正な監査に努めてまいります。どうぞよろしく願いいたします。(拍手)

◎議案第5号の質疑、討論、採決

○小宮 榮議長 次に、議案第5号について、直ちに質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○小宮 榮議長 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○小宮 榮議長 これをもって討論を終結いたします。

これより議案第5号を採決いたします。

お諮りいたします。本件を原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○小宮 榮議長 ご異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり承認されました。

◎議案第6号の質疑、討論、採決

○小宮 榮議長 次に、議案第6号について、直ちに質疑に入ります。

山口議員。

○11番 山口勝士議員 予算について2点お尋ねします。確認したいと思います。

まず、1点目ですけれども、ページのほうまず歳入の9ページ、国庫支出金の循環型社会形成推進交付金に対してですけれども、この交付金に当たりまして、実はこの名前からして非常に今回内容も多岐にわたる中で、24年度の国の交付金事業に関して、この内容の交付金事業に関して会計検査院が監査を行ったところ、本来その対象となる建物または本来この対象となる事務費、これらに対して不適切な運用が行われているということで、3町に対して、それも今回と同じような事業、資源環境の事業なのですけれども、返還請求が出ています。今後、こうした国の交付金としても、財源として非常に大切なものであるのですけれども、一方では厳しい監査等が行われていくというのは、もう間違いないと思います。こうした情報を含めて、大変な作業とは思いますが、この交付金の活用に当たっての適切なそうした情報等をきちっと仕入れてくださっているかどうか、その点確認させてください。

○小宮 榮議長 根岸事務局長。

○根岸正己事務局長 議員さんご質問の9ページ、循環型社会形成推進事業交付金の件につきましてお答え申し上げます。

今回、予算の中に計上させていただきましたのは、対象事業といたしましては基礎的な調査、これに対する交付金をいただくということで、国それから県に対して相談させていただきながら申請のほうをさせていただいております。議員さんお話のありました、24年度会計検査院の報告で不適切処理が3件報告されているということでございます。申しわけありません。事務局としては具体的にまだ把握してございませんが、今お話のありました件も含めて、やはり適切な交付金の活用ができますように、十分注意しながら進めていきたいと考えております。事務局体制の中で施設課もございまして、きちんとこの交付金の趣旨、これを踏まえた上で事業の選定、それから執行を行ってまいりたいと考えております。よろしく願いいたします。

○小宮 榮議長 ほかにございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○小宮 榮議長 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○小宮 榮議長 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第6号を採決いたします。

お諮りいたします。本件を原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○小宮 榮議長 ご異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

◎議案第7号の質疑、討論、採決

○小宮 榮議長 次に、議案第7号について、直ちに質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○小宮 榮議長 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○小宮 榮議長 これをもって討論を終結いたします。

これより議案第7号を採決いたします。

お諮りいたします。本件を原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○小宮 榮議長 ご異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

◎議案第8号の質疑、討論、採決

○小宮 榮議長 次に、議案第8号について、直ちに質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○小宮 榮議長 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○小宮 榮議長 これをもって討論を終結いたします。

これより議案第8号を採決いたします。

お諮りいたします。本件を原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○小宮 榮議長 ご異議なしと認めます。
よって、本件は原案のとおり可決されました。

◎議案第9号の質疑、討論、採決

○小宮 榮議長 次に、議案第9号について、直ちに質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○小宮 榮議長 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○小宮 榮議長 これをもって討論を終結いたします。

これより議案第9号を採決いたします。

お諮りいたします。本件を原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○小宮 榮議長 ご異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

◎議案第10号の質疑、討論、採決

○小宮 榮議長 次に、議案第10号について、直ちに質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○小宮 榮議長 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○小宮 榮議長 これをもって討論を終結いたします。

これより議案第10号を採決いたします。

お諮りいたします。本件を原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○小宮 榮議長 ご異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

◎議案第11号の質疑、討論、採決

○小宮 榮議長 次に、議案第11号について、直ちに質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○小宮 榮議長 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○小宮 榮議長 これをもって討論を終結いたします。

これより議案第11号を採決いたします。

お諮りいたします。本件を原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○小宮 榮議長 ご異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

◎議案第12号の質疑、採決

○小宮 榮議長 次に、議案第12号について、直ちに質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○小宮 榮議長 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

議案第12号は人事案件でありますので、討論を省略します。

また、斎藤議員は自身の採決であるため、一時退席をお願いいたします。

〔1番 斎藤雅男議員退席〕

○小宮 榮議長 これより議案第12号を採決いたします。

お諮りいたします。本件を原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○小宮 榮議長 ご異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり同意することに決定いたしました。

ここで、斎藤議員の入場をお願いいたします。

〔1番 斎藤雅男議員入場〕

○小宮 榮議長 ただいま監査委員に決定しました斎藤雅男議員から挨拶の申し出がありましたので、これを許可いたします。

〔1番 斎藤雅男議員登壇〕

○1番 斎藤雅男議員 皆様、改めましてこんにちは。議会選出監査委員に選出、ご承認いただきまして、まことにありがとうございます。

加藤委員とともに、正確また適正な監査に努めてまいりたいと存じます。どうぞよろしくお願

いたします。(拍手)

◎閉会中の継続審査の件

○小宮 榮議長 以上で臨時会に付議されました議案に対する議事は全て終了いたしました。

次に、閉会中の継続審査についてお諮りいたします。

議会運営委員長から、次回会議の日程について閉会中の継続審査としたいという旨の申し出がありましたので、閉会中の継続審査として議会運営委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○小宮 榮議長 ご異議なしと認めます。

よって、議会運営委員長の申し出のとおり、次回会議の日程等について議会運営委員会に付託し、閉会中の継続審査事件とすることに決定いたしました。

◎管理者挨拶

○小宮 榮議長 以上で第1回臨時会の議事は全て終了いたしました。

議員の皆様には、重要案件について慎重な審議をいただき、ありがとうございました。心から厚く御礼を申し上げます。

この際、管理者から挨拶の発言を求められておりますので、これを許可いたします。

新井保美管理者。

〔新井保美管理者登壇〕

○新井保美管理者 議長のお許しをいただきましたので、一言お礼を申し上げさせていただきます。

本日提案申し上げました全ての議案につきまして、慎重なご審議をいただき、いずれも原案のとおりご議決をいただきましてありがとうございました。

また、今議会の開催に当たりましては、吉見町議会のご理解をいただき、議場の借用、議会事務局長の派遣などさまざまなご協力をいただきました。改めて感謝を申し上げます。

会議では、組合設立のため必要となりました多くの専決処分につきまして、その全てをご承認いただきますとともに、本年度予算等を議決していただきました。今議会を通じてお寄せいただきましたご意見等につきましては、今後の組合行政に十分に生かしてまいります。

長時間にわたりましてご審議いただきましたことに感謝を申し上げまして、御礼の挨拶といたします。ありがとうございました。

◎閉会の宣告

○小宮 榮議長 これをもって、平成27年第1回埼玉中部資源循環組合議会臨時会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

(午後 3時47分)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成27年5月29日

臨時議長 田 幡 宇 市

議 長 小 宮 榮

署名議員 齋 藤 雅 男

署名議員 堀 越 博 文